

## お肉への医薬品の残留について検査を行っています

近年の中国製ギョーザ農薬混入事件等より、消費者の食品に残留する有害物質への関心が高まっています。福岡市食肉衛生検査所では、ポジティブリスト制度<sup>\*</sup>の施行により、と畜された家畜の中から動物用医薬品の残留が疑わしいものをピックアップして、食肉への残留の有無を検査しています。

検査には、微生物を用いる簡易検査と、質量分析計(右の写真)と呼ばれる装置などを用いて濃度測定を行う定量検査があります。これらの検査がより効果的なものとなるよう、測定する医薬品を決める際には、家畜診療現場での使用頻度を考慮しています。



### 高速液体クロマトグラフ質量分析計

この装置は ppb という、小さい単位の濃度でも測定できます。

1ppbとは、縦50m×横20m×深さ1mのプールいっぱいの水に小さじ3分の1杯の塩(1グラム)を溶かした濃度です。

※**ポジティブリスト制度**:原則としてすべての農薬・動物用医薬品が、一定量を超えて残留した食品の販売などを禁止する制度。

### 牛でよく使われている医薬品

(H21年度福岡市食肉市場搬入分について集計)

- 1位 アンピシリン(抗生物質)
- 2位 セファゾリン(抗生物質)
- 3位 デキサメサゾン(抗炎症剤)
- 4位 ベンジルペニシリン(抗生物質)
- 5位 クロルテトラサイクリン(抗生物質)

### これら全て検査可能!

これら以外にも、当所では合計約40種の医薬品等について検査が可能です。

**家畜診療現場の状況に合わせた適切な検査の実施に努めています**

福岡市食肉衛生検査所

〒812-0055 福岡市東区東浜2-85-14

TEL.092-651-3404 FAX.092-651-9015